

事務局説明資料

令和5年10月11日
内閣官房

中間論点整理の概要

新たな 制度の 方向性	<p>政府が保有する安全保障上重要な情報として指定された情報(CI(Classified Information))を念頭に置いた制度</p> <p>主要国との間で通用する実効性のある制度、必要となる国際的な枠組みの検討</p> <p>政府横断的・分野横断的な制度の検討</p>
具体的な 制度の 方向性	<p>経済安全保障上重要な情報の指定の範囲</p> <ul style="list-style-type: none">・ 経済関係省庁等も含めて政府内で議論を深め、特定秘密保護法の4分野との整理も含め検討・ 情報の機微度に応じて単層構造から複層構造化、柔軟かつ機動的な情報の指定・解除の検討 <p>信頼性の確認（評価）とそのための調査</p> <ul style="list-style-type: none">・ 情報保全の効果を毀損しない範囲で効率性を追求・ 調査結果の一定のポータビリティ性（調査結果が一定期間、組織や部署を超えて有効であること）の確保 <p>産業保全(民間事業者等に対する情報保全)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 政府からCIの共有を受ける意思を示した民間事業者等について、防衛産業と同様、調査や保全体制の確認など厳格な対応を適用 <p>プライバシー等との関係</p> <ul style="list-style-type: none">・ 信頼性確認のための調査は、丁寧な手順を踏んだ本人の同意を得ることが大前提。その際、信頼性確認のために収集された情報の適切な管理が必須・ プライバシーや労働法令との関係を十分踏まえ適切な形で整理 <p>官民の体制整備</p> <ul style="list-style-type: none">・ 政府において情報保全を適切に実施するための必要な体制整備の在り方の検討・ 民間事業者等における保全の取組みに対する支援の在り方の検討
その他	<p>CI以外の重要な情報の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none">・ 必要に応じ、信頼性の確認のための調査も含め、CIほど厳格ではないが、一定の保全措置を講ずる必要性を検討・ 環境整備を行う場合には、民間事業者等任せにせず、政府が明確な指針等を示していくことの妥当性も含め検討・ 既存の関連制度との関係も踏まえつつ、望ましい情報保全の在り方を検討 <p>信頼性の確認に係る理解の促進</p>

必要性

- 安全保障の概念が、防衛や外交という伝統的な領域から、経済・技術の分野にも拡大。軍事技術・非軍事技術の境目も曖昧となっている中、国家安全保障のための情報に関する能力の強化は、一層重要になっており、**経済安全保障分野においても、厳しい安全保障環境を踏まえた情報漏洩のリスクに万全を期すべく、セキュリティ・クリアランス制度の整備を通じて、我が国の情報保全の更なる強化を図る必要がある。**
- こうした情報保全の強化は、安全保障の経済・技術分野への広がりを踏まえれば、同盟国・同志国との間でさらに必要となるこれらの分野も含んだ国際的な枠組みを整備していくこととあいまって、**すでに情報保全制度が経済・技術の分野にも定着し活用されている国々との間で協力を一層進めることを可能にする。** (中間論点整理)



- 経済安保分野の情報保全を強化するためには、これらの分野の重要情報を、政府全体として漏れなく制度の対象としていく必要がある。そのため、新たな制度整備にあたっては、以下の点を基本的な考え方とすべきではないか。
 - 政府が保有する安全保障上の重要な情報を保全するための既存法令である**特定秘密保護法等との関係**に留意し、制度を整備すること
 - 情報保全制度として、既存の秘密保全制度と同様に、**外国との関係で通用する制度**とすること
- ※ 経済・技術分野の主要な活動主体があくまで民間事業者であることに留意

(注) 特定秘密保護法を含む複数の法律等を根拠とした防衛産業保全制度（**防衛産業保全マニュアル参照**）等に基づく運用にも留意することが必要。

□ 経済安保上の重要情報を保全するための制度として検討していくにあたり、その基本的な骨格は下記のようなものではないか。

① 経済安全保障上の重要な情報の秘密指定・指定解除

- 政府が保有する情報の指定、有効期間の設定、指定解除 等
- ※ 政府が外部から受領した情報については、秘密指定の効果は原保有者に及ばない。

② 経済安全保障上の重要な情報の管理・提供ルール

- 保管及び外部提供のルール
- 当該情報を取り扱う個人及び事業者に対する信頼性確認（クリアランス）
- 信頼性確認のための一元的調査機関 等

③ 罰則

- 漏えいや不正取得に関する罰則 等

(注) このほか、プライバシー、同意拒否者等の処遇等や経済安保上の重要情報に準ずる重要な情報の取り扱いについて議論が必要。

経済安全保障上の重要な情報のイメージ

- 経済安保上の重要情報とは、Top Secret及びSecretレベルだけではなく、Confidentialレベルもカバーする、下記のようなイメージになるのではないか。



(※) Confidential級については、行政文書の管理に関するガイドラインに基づき、各府省庁において保全措置がとられている。

経済安全保障上重要な情報の候補

- 各省庁において現時点で経済安全保障上の重要な情報に関連するとしている情報は、概ね次の種類のうち機密性が高い情報であると考えられる。

サイバー関連情報

- サイバー脅威・対策等に関する情報

規制制度関連情報

- 審査等にかかる検討・分析に関する情報

調査・分析・研究開発関連情報

- 産業・技術戦略、サプライチェーン上の脆弱性等に関する情報

国際協力関連情報

- 国際的な共同研究開発に関する情報

(注) 上記には、特定秘密保護法上の別表に該当し得ると思われる情報も含まれており、今後関係省庁の協力も得ながら事務局にて要精査。

- 「経済安全保障上重要な情報を指定していくに当たっては、我が国として真に守るべき政府が保有する情報に限定し、そこに厳重な鍵をかける」という基本的な考え方（中間論点整理）を踏まえ、制度化に当たって、対象となる情報の範囲を適切に画していくために、一定の考え方の下で情報を整理していくべきではないか。
- 例えば、国家及び国民の安全を支える我が国の経済的な基盤の保護に関する情報が対象になると整理することが考えられるか。

- **新しい制度の射程について**
- **新しい制度の基本的な骨格について**
経済安全保障上の重要な情報の秘密指定・指定解除、
経済安全保障上の重要な情報の管理・提供ルール、 罰則
- **経済安全保障上の重要な情報について**